

ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦刑法典ならびに刑事訴訟法典第31条および第151条の改正について

国家院（下院）採択 2022年3月4日

連邦院（上院）承認 2022年3月4日

第1条

ロシア連邦刑法典（ロシア連邦法令集、1996、No. 25、掲載番号2954）に以下の変更を加える：

1）以下を内容とする第207条の3を追加する：

「第207条の3 ロシア連邦軍の軍事力利用に関する明らかに虚偽の情報を公然と拡散すること

1. ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的平和の維持および安全保障を目的としたロシア連邦軍の軍事力利用に関するデータを含む明らかに虚偽の情報を正確な報道に見せかけて公然と拡散することに対して－

70万ルーブル以上150万ルーブル未満、または犯人の給与もしくはその他の収入の1年分から18カ月分までの罰金、または1年未満の矯正労働、または3年未満の強制労働、または同じ期間の自由剥奪を科す。

2. 上記と同じ行為であって、以下に該当するものに対して：

a) 職務上の地位を利用して行われた；

b) 人の集団、事前の共謀にもとづく人の集団、または組織化された集団によって行われた；

c) 非難の証拠が捏造されている；

d) 私利私欲から行われた；

e) 政治的、イデオロギー的、人種的、民族的もしくは宗教的な憎悪もしくは敵意を理由として、または何らかの社会集団に対する憎悪もしくは敵意を理由として行われた－

300万ルーブル以上500万ルーブル未満、または犯人の給与もしくはその他の収入の3年分から5年分までの罰金、または、特定の職務に就く権利もしくは特定の活動に従事する権利の5年未満の剥奪を伴う5年未満の強制労働、または特定の職務に就く権利もしくは特定の活動に従事する権利の5年未満の剥奪を伴う5年以上10年未満の自由剥奪を科す。

3. 本条第1項および第2項が定める行為に対し、それが重大な結果を引き起こした場合には－

特定の職務に就く権利または特定の活動に従事する権利の5年未満の剥奪を伴う10年以上15年未満の自由剥奪を科す。」；

2）以下を内容とする第280条の3を追加する：

「第280条の3 ロシア連邦およびその市民の利益の保護、ならびに国際的平和の維持および安全保障を目的としたロシア連邦軍の軍事力利用に対する信用の毀損をねらって公然と行われた行為

1. ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的平和の維持および安全保障を目的としたロシア連邦軍の軍事力利用に対する信用の毀損をねらって、1年以内に同様の行為に対する行政責任を問われたことのある者によって公然と行われた行為（当該の目的にもとづくロシア連邦軍の軍事力利用の阻止に対する公然と行われた呼びかけを含む）に対して－

10万ルーブル以上30万ルーブル未満、または犯人の給与もしくはその他の収入の1年分から2年分までの罰金、または3年未満の強制労働、または4カ月以上6カ月未満の拘留、または特定の職務に就く権利もしくは特定の活動に従事する権利の同じ期間の剥奪を伴う3年未満の自由剥奪を科す。

2. ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的平和の維持および安全保障を目的としたロシア連邦軍の軍事力利用に対する信用の毀損をねらって公然と行われた行為であって、当該の目的にもとづくロシア連邦軍の軍事力利用の阻止に向けた公然の呼びかけを含むものであり、かつ過失による市民の死亡および（もしくは）その健康および財産に対する害、または公共の秩序および（もしくは）社会的安全の大幅な混乱を引き起こしたか、またはライフライン施設、輸送インフラもしくは社会インフラ、金融機関、発電施設、産業施設もしくは通信施設の機能への支障もしくは機能の停止をもたらしたものに対して－

30万ルーブル以上100万ルーブル未満、または犯人の給与もしくはその他の収入の3年分から5年分までの罰金、または特定の職務に就く権利もしくは特定の活動に従事する権利の同じ期間の剥奪を伴う5年未満の自由剥奪を科す。」；

3）第29章に以下を内容とする第284条の2を追加する：

「第284条の2 ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対する制限措置の発動を求める呼びかけ

ロシア連邦、ロシア連邦市民またはロシア法人に対する政治的または経済的な制裁の発動またはその延長として示される制限措置を、外国国家、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家または国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が実施することを求める、1年以内に同様の行為に対する行政責任に問われたことのあるロシア連邦市民によって行われた呼びかけに対して－

50万ルーブル未満、または犯人の給与もしくはその他の収入の3年分までの罰金、または3年未満の自由制限、または3年未満の強制労働、または6カ月未満の拘留、または20万ルーブル未満、または犯人の給与もしくはその他の収入の1年分までの罰金を伴う、もしくは伴わない3年未満の自由剥奪を科す。

第2条

ロシア連邦刑事訴訟法典（ロシア連邦法令集、2001、No. 52、掲載番号4921；2002、No. 22、掲載番号2027；No. 30、掲載番号3020、3029；No. 44、掲載番号4298；2003、No. 27、掲載番号2700、2706；No. 50、掲載番号4847；2004、No. 27、掲載番号2711；2005、No. 1、掲載番号13；No. 23、掲載番号2200；2006、No. 28、掲載番号2975、2976；No. 31、掲載番号3452；2007、No. 1、掲載番号46；No. 24、掲載番号2830、2833；No. 49、掲載番号6033；No. 50、掲載番号6248；2009、No. 1、掲載番号29；No. 11、掲載番号1267；No. 44、掲載番号5170；No. 52、掲載番号6422；2010、No. 1、掲載番号4；No. 15、掲載番号1756；No. 19、掲載番号2284；No. 21、掲載番号2525；No. 27、掲載番号3431；No. 30、掲載番号3986；No. 31、掲載番号4164、4193；No. 49、掲載番号6412；2011、No. 1、掲載番号16、45；No. 15、掲載番号2039；No. 23、掲載番号3259；No. 30、掲載番号4598、4605；No. 45、掲載番号6322、6334；No. 48、掲載番号6730；No. 50、掲載番号7361、7362；2012、No. 10、掲載番号1162、1166；No. 24、掲載番号3071；No. 30、掲載番号4172；No. 31、掲載番号4330、4331；No. 47、掲載番号6401；No. 49、掲載番号6752；No. 53、掲載番号7637；2013、No.

26、掲載番号3207；No. 27、掲載番号3442、3478；No. 30、掲載番号4031、4050、4078；No. 44、掲載番号5641；No. 51、掲載番号6685；No. 52、掲載番号6945；2014、No. 6、掲載番号556；No. 19、掲載番号2303、2310、2333、2335；No. 23、掲載番号2927；No. 26、掲載番号3385；No. 30、掲載番号4219、4259、4278；No. 48、掲載番号6651；2015、No. 1、掲載番号81、83、85；No. 6、掲載番号885；No. 10、掲載番号1417；No. 21、掲載番号2981；No. 29、掲載番号4354、4391；2016、No. 1、掲載番号61；No. 14、掲載番号1908；No. 18、掲載番号2515；No. 26、掲載番号3868；No. 27、掲載番号4256、4257、4258、4262；No. 28、掲載番号4559；No. 48、掲載番号6732；No. 52、掲載番号7485；2017、No. 15、掲載番号2135；No. 24、掲載番号3484、3489；No. 31、掲載番号4743、4752、4799；No. 52、掲載番号7935；2018、No. 1、掲載番号51、53、85；No. 18、掲載番号2569、2584；No. 27、掲載番号3940；No. 31、掲載番号4818；No. 47、掲載番号7134；No. 53、掲載番号8435、8446、8456；2019、No. 14、掲載番号1459；No. 30、掲載番号4108、4111；No. 44、掲載番号6175；No. 52、掲載番号7818；2020、No. 8、掲載番号919；No. 14、掲載番号2030；No. 15、掲載番号2235；No. 42、掲載番号6515；No. 44、掲載番号6894；No. 50、掲載番号8070；2021、No. 9、掲載番号1472；No. 13、掲載番号2135；No. 24、掲載番号4233；No. 27、掲載番号5069、5109、5113；2022、No. 1、掲載番号27）に以下の変更を加える：

- 1）第31条第1項の「第207条の2第1項、」という文言のあとに「第207条の3第1項、」という文言を、「第274条第1項、」という文言のあとに「第280条の3第1項、第284条の2、」という文言を追加する；
- 2）第151条第2項において：
 - a) 第1項「a」号の「第207条の2、」という文言のあとに「第207条の3、」という文言を、「第279条、」という文言のあとに「第280条の3、」という文言を、「第284条の1、」という文言のあとに「第284条の2、」という文言をそれぞれ追加する；
 - b) 第2項の「第275条～第281条」という文言を「第275条～第280条の2、第281条」という文言に差し替える；
 - c) 第3項の「第272条～第274条、」という文言のあとに「第280条の3、」という文言を追加する。

第3条

本連邦法はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月4日

第32-FZ号